宇都宮市情報セキュリティ基本方針

制定日：平成１６年９月１日

施行日：令和８年４月１日

宇都宮市

目次

（目的）

第１　「宇都宮市情報セキュリティ基本方針」（以下「基本方針」という。）は，宇都宮市（以下「市」という。）が保有する情報資産を様々な脅威から防御し，機密性，完全性及び可用性を維持するため，市が行う情報セキュリティに関する対策の統一的かつ基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２　基本方針の用語の意義は，それぞれ次に定めるところによる。

⑴　情報

職務の遂行に伴ってコンピュータ，記録媒体及び電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されたデータ並びに情報システム構成図その他情報システムの開発及び運用に関するデータ，ドキュメント等をいう。

⑵　特定個人情報

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第２条第８項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報（マイナンバーと氏名，住所，生年月日及び性別が結びついた情報）をいう。

⑶　ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網，当該通信網を接続する機器その他これらを構成するハードウェア及びソフトウェアをいう。

⑷　情報システム

コンピュータ，ネットワーク，記録媒体，電磁的記録等電子計算機器その他ハードウェア及びソフトウェアを用いて事務処理を行うための情報処理の仕組みをいう。

⑸　情報資産

情報，特定個人情報及び情報システムをいう。

⑹　情報セキュリティ

情報資産の機密性，完全性及び可用性を維持することをいう。

⑺　情報セキュリティポリシー

本基本方針及び対策基準をいう。

⑻　機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが，情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

⑼　完全性

情報が破壊，改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

⑽　可用性

情報にアクセスすることが認められた者が，必要なときに中断されることなく，情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

⑾　不正アクセス

情報システムを利用する者がその者に与えられた権限によって許された行為以外の行為を意図的に行うことをいう。

⑿　職員

特別職又は一般職の職員，会計年度任用職員等をいう。

⒀　外部委託者

市と雇用関係を持たない者のうち，契約，協定その他の法律行為によって定められた範囲内で市の業務を支援する委託業者の従業員，派遣業者から派遣された者その他の団体の職員

⒁　個人番号利用事務

番号法第２条第１０項に規定する個人番号を利用して処理する事務をいう。

⒂　マイナンバー利用事務系

個人番号利用事務又は戸籍事務及びこれと密接に関係する事務に関わる情報システム及びデータをいう。

⒃　LGWAN 接続系

LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く）。

⒄　インターネット接続系

インターネットメール，ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

⒅　通信経路の分割

LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で，安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう

⒆　無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により，コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等，安全が確保された通信をいう。

（対象範囲）

第３　基本方針が適用される本市の機関は，市長，消防局長，上下水道事業管理者，議会，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，農業委員会，公平委員会，固定資産評価審査委員会とする。ただし，小中学校において教育のために用いるものを除く。

基本方針の対象者は，市が管理する情報資産を取り扱う職員及び外部委託者とする。

（情報資産への脅威）

第４　情報資産に対する脅威として，次の脅威を想定し，情報セキュリティ対策を実施する。

⑴　人的脅威

情報資産の無断持ち出し，無許可ソフトウェアの使用等の規約違反，設計・開発の不備，プログラム上の欠陥，操作・設定ミス，メンテナンス不備，内部・外部監査機能の不備，外部委託管理の不備，マネジメントの欠陥，大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全，機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい，破壊，消去等

⑵　物理的脅威

部外者の侵入，地震，落雷，火災等の災害並びに事故及び故障による業務及びサービスの停止，電力供給の途絶，通信の途絶，水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

⑶　技術的脅威

不正アクセス，標的型攻撃，ウイルス攻撃，サービス不能攻撃等の意図的な要因による情報資産の漏えい，破壊，改ざん，消去等

（情報セキュリティ対策）

第５　情報資産を前項の脅威から保護するため，次の情報セキュリティ対策を講じるものとする。

⑴　組織体制の確立及び運用

市が管理する情報資産について，情報セキュリティ対策を実施する全庁的な組織体制の確立及び運用

⑵　情報資産の分類及び管理

市が管理する情報資産について，機密性，完全性及び可用性を勘案した分類及び管理

⑶　人的情報セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限，責任及び遵守すべき事項を定めること，職員及び外部委託者に対する周知徹底，教育及び啓発を行うことその他の人的脅威を想定した情報セキュリティ対策

⑷　物理的情報セキュリティ対策

情報資産を有する施設への部外者の侵入又は地震，落雷，火災，事故，故障その他の物理的脅威を想定した情報セキュリティ対策

⑸　技術的情報セキュリティ対策

情報資産への不正アクセス，標的型攻撃，ウイルス攻撃，サービス不能攻撃その他の技術的脅威を想定した情報セキュリティ対策

⑹　運用面の情報セキュリティ対策

情報資産の管理及び監視，情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認，情報資産への侵害発生時の対応策，外部委託者の情報セキュリティ対策，その他の運用面の情報セキュリティ対策

⑺　情報システム全体の強靭性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし，業務の効率性・利便性の観点を踏まえ，情報システム全体に対し，次の三段階の対策を講じる。

ア　マイナンバー利用事務系においては，原則として，他の領域との通信をできないようにした上で，端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により，住民情報の流出を防ぐ。

イ　LGWAN 接続系においては，LGWAN と接続する業務用システムと，インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお，両システム間で通信する場合には，無害化通信を実施する。

ウ　インターネット接続系においては，都道府県及び市町村のインターネットとの通信を集約する自治体情報セキュリティクラウド等を導入し，不正通信監視機能の強化など高度な情報セキュリティ対策を実施する。

⑻　業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

（情報セキュリティ対策基準の策定）

第６　基本方針に基づき，市の行政運営における情報セキュリティ対策を具体的に実施するに当たっての遵守すべき事項，判断等の基本的な基準として対策基準を策定するものとする。ただし，議会については議会運営における情報セキュリティ対策基準を定めるものとする。

なお，対策基準は，公にすることにより市の行政及び議会運営に重大な支障を及ぼすお

それがあることから非公開とする。

（情報セキュリティ実施手順の策定）

第７　基本方針及び対策基準に基づき，情報セキュリティ対策を実施するため，個々の情報システムについて，具体的な実施手順を明記した「情報セキュリティ実施手順」（以下「実施手順」という。）を策定するものとする。

なお，実施手順は，公にすることにより市の行政及び議会運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

（職員の遵守義務）

第８　職員は，情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち，業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

（監査）

第９　情報セキュリティが確保されていることを確認するために，定期的に監査を実施するものとする。

（評価及び見直し）

第１０　監査その他の検証の結果に基づき，情報セキュリティの状況を評価するとともに，情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するため，新たに対策が必要になった場合には，保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し，リスクを検討したうえで，必要に応じて基本方針，対策基準及び実施手順の見直しを実施するものとする。

附　則

この基本方針は，平成１６年９月１日から適用する。

附　則

この基本方針は，平成２１年４月１日から適用する。

附　則

この基本方針は，平成２８年４月１日から適用する。

附　則

この基本方針は，令和６年１１月１日から適用する。

附　則

この基本方針は，令和８年４月１日から適用する。